宮介第５９８号
令和５年９月２６日

各高齢者事業所　施設管理者　様

宮崎市福祉部介護保険課長
（　公　印　省　略　）

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査等の取扱いについて（通知）

このことについて、高齢者施設等において新型コロナウイルス感染症が発生した際の周囲の方に対する行政検査（ＰＣＲ検査）については、今般の感染状況や行政検査実施状況を鑑み、当初の予定どおり９月末をもって終了することになりましたのでお知らせいたします。

また、これに伴いまして新型コロナウイルス感染症発生時の介護保険課（施設所管課）への報告等について、令和５年１０月１日（日）以降は下記のとおり変更いたしますので、併せてお知らせいたします。詳細につきまして、宮崎市ホームページでご確認ください。

記

１　感染症発生時の介護保険課への報告について

現　状	陽性者が一人でも発生したら先ず介護保険課に報告。
変更後	下記のいずれかに該当した場合、高齢者事業所等の施設長は電子申請システム（LoGo フォーム）により報告。 ア. 新型コロナウイルス感染症による死亡者または重症者が１週間以内に２名以上発生したとき イ. 新型コロナウイルス感染者が 10 名以上または全利用者の半数以上発生したとき

電子申請システム（LoGo フォーム）URL・QR コード
https://logoform.jp/f/kIW9K

２　その他の支援について

感染が発生した高齢者事業所等に対する抗原定性検査キット及び衛生用品の配付、感染症対応力強化事業（宮崎市郡医師会委託）による相談支援等については、１０月１日（日）以降も当分の間継続しますので、希望される場合は介護保険課へご相談ください。

３　電子申請システム（LoGo フォーム）・資料等掲載先

ホーム ＞ 産業・事業者 ＞ 福祉 ＞ 介護保険
＞ 【新型コロナウイルス感染症】介護保険事業所・老人福祉施設等の感染症対策について

【文書取扱】
宮崎市福祉部介護保険課
事業所支援係
TEL：0985-44-2804